

中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内



令和7年 10 月3日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	ガングリオンの確定病名のみで、T-M(組織切片)の算定は、原則、認められない。	本検査は、悪性腫瘍、炎症性疾患、代謝性疾患等に病理診断を行うものであることから、これらの病名(疑い病名を含む)が必要である。	適用診療月 令和8年1月1日
2	ジクトルテープ75mgの適応疾患及び用法・用量に明記された部位以外への貼付は認められない。	ジクトルテープ 75mgは、経皮吸収型持続性疼痛治療剤であり、患部へ貼付する湿布薬ではないことから、適応疾患及び用法・用量に明記された部位「胸部、腹部、上腕部、背部、腰部又は大腿部」以外への貼付は認められない。なお、貼付部位の記載については、通知等で定められていないものの用法・用量に明記された部位以外への貼付がレセプト上、確認される場合は認められない。	適用診療月 令和8年1月1日

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)